



特集

# 裁判員制度スタート!

いよいよ、5月21日から裁判員制度が始まります。



平成16年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」により、5月21日から「裁判員制度」が始まります。

テレビなどで制度の概要やこれまでの経過が報じられていますが、他人事と考えていませんか?有権者であれば市民の皆さんの誰もが裁判員になる可能性があります。

今月号では、その裁判員制度について紹介します。

## 知っておきたい 裁判員Q&A

▼裁判員になるまで…

### Q1 どのような人が

裁判員に選ばれるのですか?

**A** 衆議院議員の選挙権がある人(有権者)であれば、原則として誰でも裁判員になることができます。

ただし、選挙権のある人でも裁判員法が定める欠格事由に該当する人(国家公務員になる資格のない人など)、就職禁止事由に該当する人(行政機関の幹部職員、司法関係者など)、審理される個別の事件と一定の関係のある人(被告人または被害者の親族など)、そのほか、不公平な裁判をする恐れがあると認められた人などは裁判員になることができません。

### Q2 裁判員になったことを

家族や親しい人に

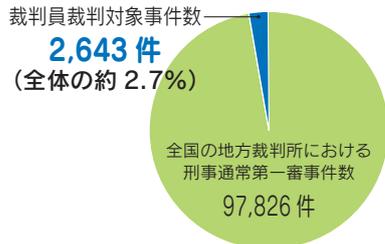
話してもよいのですか?

**A** 裁判員への接触や働き掛けを防止、裁判員自身の平穏を保護するとともに、裁判員裁判の公正さを確保する目的から公表してはいけません。日常生活の中で、家族や親しい人に話すことまでは禁止されません。

## 裁判員制度ってこんな制度です

私たち国民が裁判に参加する制度です。実際の裁判員裁判は、早くて7月ごろから始まることになります。自分や家族が裁判員に選ばれたときのために裁判員制度について知っておきましょう。

### 裁判員裁判の対象事件 (平成19年)



### 裁判員制度とは

裁判員制度は、個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員に、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されるので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

### 対象となる事件は

- 裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪で、具体例は次の通りです。
- ① 人を殺した場合(殺人)
  - ② 強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
  - ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
  - ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
  - ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
  - ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)

- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)などです。

このような事件であっても、被告人の言動などにより、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害される恐れがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。

### 裁判所に行くの?

裁判員(候補者)に選ばれれば、基本にお住まいの最寄りの地方裁判所に行くことになります。松浦市在住の人が裁判員(候補者)に選ばれれば、長崎地方裁判所(長崎市)に行くことになります。



長崎地方裁判所  
〒850-8503  
長崎市万才町9-26  
☎095-822-6151

### 【辞退が認められる事由の例】

・5年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した人  
・1年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭した人(辞退が認められた人は除く) など

法律等で定められた辞退事由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

地方公共団体の議員  
(ただし会期中に限る)

70歳以上の人

学生、生徒

### Q3 裁判員を辞退することはできないのですか?

**A** 基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合は辞退することができます。

ただし、参加する人の負担が、過重なものにならないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や、重い疾病や傷害により裁判員の職務を行うことができない場合など、法律に辞退事由が定められており、裁判所がそのような事情にあたりと認めれば辞退することができます。